

平成26年度事業報告書

自平成26年4月1日 至平成27年3月31日

公益財団法人大平正芳記念財団

I. 事業活動の概要

公益財団法人として、3つの公益事業「環太平洋学術研究奨励事業」、「北京日本学研究センターとの共同事業」、並びに「当財団の事業について普及・啓発・啓蒙を行う事業」に関し、個々事業の公益性と運営の効率化に留意しつつ、例年事業について着実に遂行するとともに、スポット案件についての的確に対応した。

1. 環太平洋学術研究奨励事業

- | | |
|-------------------|--------------------|
| [1]第30回大平正芳記念賞 4件 | クリスタル牌
賞金 400万円 |
| [2]第28回学術研究助成費 1件 | 助成費100万円 |

平成26年6月12日に上記の授賞式を如水会館で行った。

2. 北京日本学研究センターとの共同事業

2014年11月20日(木) 15:30～19:30
於:北京日本学研究センター 多目的ホール
北京外国語大学迎賓レストラン

例年の共同事業の他、中兼 和津次先生(東京大学名誉教授、当財団運営・選定委員)による記念講演会を開催するとともに、センター主催招待会に出席した。

- (1)「第十回日本語優秀学位論文大会」表彰式
表彰式に先立ち、下記3名の方より挨拶が行われた。

- ① 当財団を代表して、大平 知範理事が挨拶を行った。
内容については、本報告書8頁～9頁に収録を参照。
- ② 国際交流基金北京日本文化センター副所長 久保田 淳一様

内容については、本報告書10頁に収録を参照。

③ 北京日本学研究中心長 徐一平様

内容については、本報告書11頁～12頁に収録を参照。

多くの応募者の中から、次の5名に賞状と記念品の授与を行った。

名前	専攻	論文テーマ
赵尔梦	日本文化	戦時期における尾崎秀実の社会変革思想
樊丁萍	日本社会 経済	信用保証制度が地域金融機関の貸出行動に対する影響
周欣一	日本語教育	中国少数民族日本語学習者と学習環境との相互作用に関するケース・スタディー
方燕	日本語学	罵詈雑言についての中日対照研究
周艺林	日本文学	林京子の文学における〈上海表象〉——『ミッシェルの口紅』と『上海』を中心に

(2) 日本学術名著の翻訳・発行(教材)事業(8年度目)の実施

- ①『徳川合理思想の系譜』源了圓著について、郭連友担当教授より、進捗状況の報告があった。(2011年度からの継続事業、発行は2015年度の予定)
- ②『大平正芳 理念と外交』服部龍二著の翻訳実施について、同担当教授より報告があった。(2015年度事業)

(3) 中兼 和津次先生による記念講演会

「腐敗の政治経済学—併せて日中の「法治」の違いを考える」をテーマに、①初めに、なぜ腐敗問題を取り上げるのか、②腐敗大事件の日中比較、③腐敗は経済発展を促進するのか、④中国における法治、⑤中国の逆説(パラドックス):腐敗が深刻なのになぜ成長できたのか、なぜ成長しているのか、⑥腐敗に見る日中の法治の違い、と講演は進められた。

内容については、本報告書13頁～25頁に収録の要旨を参照。

(4) センター主催による招待会の開催

北京外国語大学迎賓レストランに会場を移して、北京日本学研究中心主催による招待会が開催された。

3. 当財団の事業について普及・啓発・啓蒙を行う事業

(1) 図書の制作と無償配布を行う事業

平成24年6月に『大平正芳全著作集』最終第7巻を刊行し、全国190箇所の大学附属図書館及び香川県下63箇所の高校・公立図書館に無償配布を行った後の対応として、当著作集の内容に係る各方面からの照会、マスメディアによるテレビ番組への引用の要望等に的確に対応することを通じて、当財団の事業について普及・啓発・啓蒙を図った。

(2) 大平正芳記念館運営事業

大平正芳記念館閉館に係る、平成26年3月25日理事会決議、これを受けての同年8月7日付内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)による、(公益事業)変更認定承認に基づき、現地において下記対応を行った。

- ① 4月15日:遺品寄贈に係る、観音寺市役所による下見調査立会い。
- ② 9月30日・10月 1日:財団本部あて回収物の確認・整理。
- ③10月 6日:香川県立図書館あて寄贈図書搬入(第1回目)。
- ④12月15日:香川県立図書館あて寄贈図書搬入(第2回目)。
- ⑤ 1月 9日:遺品寄贈に係る、3者(財団・香川県(ミュージアム)・観音寺市)打合せ。
- ⑥ 2月12・13・14日:遺品寄贈に係る、観音寺市役所関係者との打ち合わせ、現地後援者との打ち合わせ。
- ⑦ 3月31日・4月1日:閉館手続き対応。

なお、当年度来館者数は3,111名(前年度比1,470名増)であった。

因みに、本・平成27年1月27日付、閉館に関する地元新聞報道を契機に、地元マスコミによる関連報道等の影響により、来館者の増加傾向は顕著となり、2月は297名、3月は単月で1,508名、3月31日閉館日のみで210名の来館者があった。

(3) 「大平正芳記念財団の事業」パンフレット及び「大平正芳記念財団レポート」発行事業

①「大平正芳記念財団の事業」パンフレットの発行

ア.「大平正芳記念財団の事業」パンフレット

イ.「大平正芳記念財団の事業活動」(平成25年6月から同26年5月まで)リーフレット

②「大平正芳記念財団レポート」第32号の発行

(4) その他

①マスコミ取材対応

- ・平成27年1月～3月 大平正芳記念館閉館について 地元記念館と財団に対し、四国新聞、朝日新聞、毎日新聞、山陽放送、岡山放送、瀬戸内放送等多数社
- ・平成27年3月 故大平正芳元総理について 毎日新聞、朝日新聞(大平裕理事長、鈴木岩男顧問対応)

②財団所蔵写真等貸与対応等

- ・平成26年11月 旧大平正芳邸(東京・世田谷)全景・内部写真掲載許可(今里 隆著『次世代に生きる 日本建築』市ヶ谷出版社、平成27年2月刊)
- ・平成26年12月 写真使用許可(TBS テレビ・年末特番「報道の日2014」)
- ・平成27年2月 写真使用許可(BS 朝日『昭和偉人伝 SP』、2月11日オンエア)
- ・平成27年2月 写真使用許可(『香川県育英会百十年の歩み』)
- ・平成27年2月 写真使用許可(池上彰+『池上彰と学ぶ日本の総理』編集部監修・著『池上彰が読み解く! 戦後ニッポン 総理の決断』小学館)
- ・平成27年2月 写真使用許可(『再発見! 暮らしの中の伝統文化シリーズ』全7巻中6巻に、ポプラ社、平成27年3月刊)

③メキシコ記念式典参加

平成27年3月、メキシコ市コヨアカン区より、同区内「大平正芳公園」改修再オープニング記念式典に出席の要請があり、当財団より、大平知範理事と及川正通事務局長が渡墨・出席した。

* 当件に係る経緯

故大平正芳元総理は、資源外交の一環として1980年5月1日から4日までメキシコを訪問、5月3日に出された共同声明で「日墨友好基金」の設立表明を行い、同基金は1981年7月に正式発足した。メキシコは、このような日墨二国間関係強化に対する貢献を称え、従来からあった、日本庭園を「大平正芳公園」と命名した。その後、日系人の管理を経て地元メキシコ市コヨアカン区の下で管理が行われていたが、荒廃が進んだため、同区により改修が行われ、このほど完成し再オープニング記念式典が開催されたものである。

II 本年度中の主な庶務事項

1. 理事会・評議員会

- (1)平成26年5月27日開催 臨時理事会(決議の省略(書面表決))

- ①平成25年度事業報告案及び収支決算案承認の件
- ②内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)宛定期提出書類案(平成25年度事業報告及び収支決算に係る)承認の件
- ③基本財産の運用について承認の件
- ④定款変更案承認の件
- ⑤定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等決定の件

(2)平成26年6月12日開催 通常理事会、定時評議員会

- ①平成25年度事業報告案及び収支決算案承認の件(評議員会マター)
- ②定款変更案承認の件(評議員会マター)
- ③重要な財産の処分に関する件承認の件
- ④行政庁宛(公益事業)変更認定申請承認の件(理事会マター)
- ⑤特定寄附金募集承認の件(理事会マター)
- ⑥職務執行報告(理事会マター)

(3)平成27年2月27日開催 臨時理事会

- ①評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等決定の件

(4)平成27年3月26日開催 通常理事会、臨時評議員会

- ①平成27年度事業計画案及び収支予算案承認の件
- ②職務執行報告(理事会マター)

2. 運営・選定委員会

本年度中に計4回開催し、第31回大平正芳記念賞・第29回学術研究助成費授賞者を決定した。なお、第3回鈴木 三樹之助記念・岩手大学大学院奨学金支給に関して、応募者はなかった。

3. 主務官庁関係事項

平成26年6月13日、内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)宛に、大平正芳記念館閉館に伴う、(公益事業の)変更認定申請を行った。

平成26年6月13日、内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)宛に、平成25年度事業報告及び収支決算に係る、定期提出書類の届出を行った。

平成26年8月 7日 内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)より、大平正芳記念館閉館に伴う、(公益事業の)変更が認定された。

平成26年8月25日 内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

宛に、当財団定款(平成26年6月12日付改訂版)並びに現在事項全部証明書の届出を行った。

平成26年12月18日、内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)宛に、平成26年6月13日に提出した、平成25年度事業報告等について、修正資料の届出を行った。

平成27年3月27日、内閣府公益法人行政担当宛に、平成27年度事業計画及び収支予算に係る、定期提出書類の届出を行った。

4. 登記事項

当財団公益目的事業の変更に関する事項 1件

平成26年度事業報告書の付属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項」に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないことから、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条」に定める、平成26年度事業報告書の付属明細書に記載する事項はありません。

2014年度 日本語優秀学位論文表彰式、日本学術名著発刊式 御挨拶

大平正芳記念財団 理事 大平 知範

2014.11.20

ただ今ご紹介いただきました、大平正芳記念財団の大平 知範でございます。

本日は、国際交流基金・北京日本文化センター副所長・久保田 淳一様のご臨席をいただきまして、本年もこの場でご挨拶を申し上げる機会を賜りましたことを、誠に光栄に存じます。本日、ご講演をいただき、中兼和津次先生、北京日本学術研究センターの親愛なる徐一平センター長殿、関係者の方々にも厚く御礼申し上げます。

中兼先生には、この後、「腐敗の政治経済学—併せて日中の「法治」の違いを考える」とのテーマで記念講演をいただくこととなっております。先日、貴国では、共産党中央委員会第4回全体会議が開催され、「法に基づく統治を強める「法治」を進める方針が決定された」と報じられておりますが、この動きと関連する、ホットな内容になるものと期待していただきたいと存じます。

ここ数年、日中両国間の関係は、政治的には、日中国交正常化以来、最悪とも言える状態が続いておりましたが、先日、当地北京で開催されました、アジア太平洋経済協力会議におきまして、短時間ではありますが、2年半ぶりに、日中両国首脳の会談が実現いたしましたことは、まずは喜ばしいことと受け止めております。

両国首脳には、お互い隣国同士として、「共存という選択肢しかない」ことをしっかりと自覚して対話を重ね、信頼関係を確立して、事(こと)に当たっていただきたいと切に思う次第であります。

祖父大平正芳は、1979年12月に総理大臣として御国を訪問した際、当地北京・中国人民政治協商会議礼堂におきまして、「新世紀をめざす日中関係」と題する講演の中で、次のように述べております。

「相手を知る努力は、決して容易な業(わざ)ではないのであります。日中両国は、一衣帯水にして二千年の歴史的、文化的つながりがありますが、このことのみをもって、両国民が十分な努力なくして理解しあえると安易に考えることは極めて危険なことではないかと思えます。ものの考え方、人間の生き方、物事に対する対処の仕方に、日本人と中国人の間には明らかに大きな違いがあるように見受けられます。

われわれは、このことをしっかりと認識しておかなければなりません。体制も違い流儀も異なる日中両国の間においては、なおさらこのような自覚的努力が厳しく求められるのであります」と。

そして、この講演の中で協力することをお約束した、貴国における日本語学習の一層の振興のための具体的な計画として、その翌年に「日本語研修センター」、通称「大平学校」が設けられ、その後1985年に「北京日本学術研究センター」として発展的に発足し、脈々と今日に至っておりますことは、皆様すでにご高承の通りであります。

私ども大平正芳記念財団といたしましては、祖父の意思を受け継ぎ、今後とも、中国にお

ける日本学研究の中核機関であります、北京日本学研究センターとの共同事業を通じて、センターで学ばれている皆さんが日中の架け橋となられるよう、微力ながら御支援を続けてまいる所存であります。

日本学を研究するという志をもって入学された皆様が、どうか、その志を確実に果たされるよう期待しております。

(日本語優秀学位論文表彰式)

さて、「日本語優秀学位論文賞」は、ただ今申し上げました、「日本語研修センター」の創立25周年を記念いたしますとともに、「北京日本学研究センター」創立20周年を記念して設けられ、今年で10回目となります。

今回を含めこれまで合計55の優秀な「日本語学位論文」に対し、賞を授与し、表彰してまいりました。

今年も優秀な成績を収められた5名の方が表彰されます。この「日本語優秀学位論文賞」に今後も多くの学生の皆さんが参加され、貴センターと財団の共同事業としてますます発展されることを期待しております。

(日本学術名著翻訳・出版事業発刊式)

「日本学術名著翻訳・出版事業」につきましては、北京日本学研究センターによる中国国内に向けての文化・教育活動の推進と、中国全土の高校・大学における日本関連の教材の充実強化を図ることを目的として、2007年度に開始されました。

すでに、6冊を出版し、貴センターをはじめ、全国80を超える高校・大学等に配布を行っておりますが、本年は、日本外交史・東アジア国際政治史を御専門とされる、服部龍二(はっとりりゅうじ)中央大学教授が書かれた『大平正芳—理念と外交』を採(と)りあげたいと考えております。服部先生は、すでに『日中国交正常化—田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』を著わすなど、大平正芳研究の第一人者であります。

『大平正芳—理念と外交』は、故大平正芳の政治家としての足跡を、外交、安全保障分野を中心にまとめたものであります。新たに情報公開された外交記録や情報公開請求により入手した原文資料に基づき、大平談話・語録、会合記録、側近に対するインタビューを交えながら、実証的・系統的に記述されており、大変わかりやすく読みやすい内容となっております。

祖父大平正芳の政治哲学を知ることができる良書として、ぜひ皆様にも読んでいただきたく、推薦させていただくこととした次第であります。

以上をもちまして、「日本語優秀学位論文表彰式」「日本学術名著翻訳・出版事業発刊式」のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

以上

第 10 回優秀修士論文賞「大平賞」授賞式挨拶

国際交流基金
北京日本文化センター
副所長 久保田淳一

本日は「第 10 回優秀修士論文賞大平賞授賞式」にお招きいただき、誠にありがとうございます。国際交流基金北京日本文化センターを代表し、ご挨拶申し上げます。

皆様ご存じのとおり、大平正芳（おおひら・まさよし）元首相は、1980 年 9 月にスタートした通称「大平学校」、そして 85 年にスタートし、来年設立 30 周年を迎える北京日本学研究中心センターの成り立ちを語るうえで不可欠の存在であります。

また、のちに縁あって、北京日本学研究中心センターが大平正芳記念財団様による多大なご支援を頂戴しておりますことは、「大平学校」以来 30 年以上、日研センターと歩みをともにさせていただいている我々国際交流基金としても、非常にありがたいことと感じております。

今回受賞された 5 名の皆様に、心からのお祝いの意をお伝えしたいと思います。また、これから論文を執筆される、または執筆中の学生の皆様にも、ぜひ先輩たちに負けない、優秀な論文の完成を目指して、頑張ってくださいと思います。日研センターで学び、論文を執筆することは、1 人の個人的な作業であるのみならず、多くの偉大な先達が築いてきた伝統を引き継いでいく作業でもあると思います。

私自身は研究者ではなく、事務担当のスタッフではありますが、日研センター事業に携わらせていただく者として、センターの足跡に関するたくさんの文章を読みながら、その重みを日々実感しています。

国際交流基金としても、これからも皆様の活動をサポートすべく、できる限りの努力を重ねていきたいと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

以上

尊敬する大平正芳記念財団大平知範様
日中協会理事長白西紳一郎様
国際交流基金北京日本文化センター所副所長久保田淳一様
ご臨席の先生方、ご参加の皆様
こんにちは

この度、「第 10 回北京日本学研究センター優秀修士論文大平正芳記念財団賞授賞式」の開催にあたり、私は北京日本学研究センターを代表して、授賞された学生の皆さんにお祝いの意を表わすと同時に、長年来ずっとご支持とご協力をいただいている大平正芳記念財団の大平裕理事長をはじめ、財団の皆様から感謝の意を申し上げたいと思いません。日本語で言うと「十年一昔」と言いますが、一つの事業を十年以上も続けられることは、決して並大抵のことではいいますが、このように十年も一貫して、北京日本学研究センターに対して、多大なご支持とご支援をいただいた大平財団に対して、改めて御礼申し上げたいと思えます。

北京日本学研究センターは、中国の教育部と日本国際交流基金の共同事業として設立され、中国の日本語教育と日本学研究のために、大学院修士課程以上の人材を養成する教育研究機関であります。1985年に成立されて以来、日本語学、日本文学、日本文化、日本社会、日本経済、日本語教育を研究する研究者の卵を多く養成してきました。更に、その前身である「中国大学日本語教師培训班(俗称『大平学校』)」で再教育を受けていた 600 名の大学日本語教師の数を入れると、この事業は中国の日本語教育と日本学研究事業のために 1500 人以上のすばらしい人材を養成してきました。中国の教育部のほうでも、この事業は中日両国の文化教育事業の交流において、大きく成功したモデル事業であると高く評価しております。

しかも、この事業は政府レベルでのご支持をいただいているだけでなく、多くの民間人や民間の団体と企業の皆さんからも多大なご支持をいただいております。17 万冊の図書を所蔵している図書館には、「高崎文庫」「孫平化文庫」「大平文庫」「丹羽文庫」などたくさんの方の民間人の寄贈によってできた個人文庫があります。そして、ついこの間北京で開かれた「第 22 回 APEC 会議」の間、安倍首相夫人の安倍昭恵女子も当センターを訪問され、中国の若い学生を支援するために「昭恵文庫」をご寄贈いただきました。

ところで、来年の 2015 年は北京日本学研究センター成立 30 周年にあたります。中国のことわざで「三十にして立つ」がありますが、北京日本学研究センターは、ここ三十年来の人材育成と日本学研究の成果を振り返り、今後の発展を展望するために、2015 年 10 月頃に、大型国際シンポジウムを開催すると同時に、一年を通して、ご協力とご支援をいただいた団体と協力して、さまざまな記念活動を行う予定です。当センターと大平財団との間には、この優秀修士論文表彰のほか、今までは日本図書の翻訳出版、特別記念講演会並びに「大平正芳と中日関係」をテーマにしたシンポジウムも開催したことがあります。是非来年

の協力事業の中で、北京日本学研究中心30周年記念特別行事を盛り込んでいきたいと、財団側と相談しながら計画していきたいと考えておりますが、よろしくお願い申し上げます。

中国と日本の関係はまだまだ多くの課題を抱えております。それらの問題を解決するためには、もっと多くの優秀な人材を養成しなければなりません。われわれは、きっと中日友好のために尽くされてきた先人たちのご希望にそむかずに、中日間の四つの基本文書の諸原則と精神をモットーにし、中日両国の戦略的互惠関係を引き続き発展させていくために、そして、中日両国人民の世代代の友好を促進するために一生懸命努力していきたい所存であります。

最後になりますが、改めて大平正芳記念財団の皆さんが当センターに対して与えていただいた大きなご支持とご関心に対して、感謝の意を申し上げます、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

2014年度大平正芳記念財団・北京日本学研究センター共同事業
記念講演録(要旨、図表は省略)

「腐敗の政治経済学—併せて日中の「法治」の違いを考える」

中兼 和津次先生(東京大学名誉教授・当財団運営・選定委員)

今日お話しするのは「腐敗の政治経済学」というもので、何か聞きなれない変なテーマだと思うかもしれませんが、実は腐敗の問題については、例えば 2010 年名古屋大学出版会から出しました私の『体制移行の政治経済学』という本の中で 1 章を使いまして、扱っています。というのは、体制移行に伴って腐敗がどの国でも非常に深刻な問題となっています。後で述べますが中国でも深刻です。

東ヨーロッパ、とくに中央ヨーロッパというチェコ、ハンガリー、ポーランドなどの移行経済国はまだいいのですが、ロシアとか中央アジアでは腐敗がきわめて深刻だと言われています。私自身は中央アジアには行ったことはないのですが、ウズベキスタンに行った私の友人が以前言うには、空港での入国審査の時にパスポートに 100 ドル札を入れて出すと、簡単に入国できたそうです。このように中央アジアなど旧社会主義国あるいは移行経済国はひどい腐敗問題に直面している。なぜそういう腐敗が起こるかというのが非常に大きな研究課題になっています。

それから私は開発経済学もやっているのですが、開発経済論では以前腐敗問題はほとんど議論されませんでした。しかし、今や腐敗は開発経済学のひとつの重要なテーマになっていて、後でそのことを扱った世銀のレポートを紹介します。

今日は次のような内容でお話しします。

初めに:なぜ腐敗問題を取り上げるのか、

- 1)腐敗大事件の日中比較、
- 2)腐敗は経済発展を促進するのか、
- 3)中国における法治
- 4)中国の逆説(パラドックス):腐敗が深刻なのになぜ成長できたのか、なぜ成長しているのか、
- 5)腐敗に見る日中の法治の違い、

初めに:なぜ腐敗問題を取り上げるのか

今述べましたが、経済発展あるいは開発経済学における腐敗問題というのは、この 10 数年の間に非常に大きな注目を浴びるようになりました。それはどうしてかというと、例えば、途上国が世銀などの国際機関に援助してもらおうと、その援助資金が腐敗した官僚のふところに入ってうまく使われぬ、という問題に直面してきたからです。つまり、開発の問題、経済発展

の問題というのは、単なる経済の問題ではない、その国の政治体制に実によく絡んでくることがだんだん強く認識されるようになりました。

体制移行による腐敗問題ですが、体制移行という大きなシステムの転換により秩序が大きく乱れ、今までは例えば共産党とか秘密警察が押さえていた体制がくずれる、無秩序になって、そこに腐敗が横行する、という現象があります。

私が腐敗問題を取り上げるのは、ジャーナリスト的に、新聞や雑誌が大きく取り上げるからではなくて、腐敗が制度と大きく絡んでいるからです。

いろいろな意味での制度、後で述べますけれど、法律というのもひとつの制度ですし、その制度は、実はその社会の発展と質とを決めているわけです。腐敗というのは、実は制度化、制度がどのように作られ、どれだけきちんと運営されているか、制度化「institutionalization」と言いますが、それを表す良い指標というわけです。

そういう意味で、この腐敗問題を取り上げるのは、誰がどれだけ儲けたか、不正な手段をとったから面白いからではなくて、その社会の制度がどれだけきちんと運営されているかどうか、このことを考える重要な視座、視点を与えてくれるからだ、と私は考えています。

腐敗問題は、ご承知のよう現在中国における最大の関心事のひとつだと思います。昔中国を旅行していて、タクシの運転手に、「中国で腐敗、腐敗というが、私は賄賂を請求されたことも無いし、あまり腐敗を感じないのだけ」と言いますと、「例えば病院に行って医者に見てもらっていろいろお金を渡さなくては行けない」と言っていました。あるいは私の友人の話ですが、ある農村の小学校では両親が先生に賄賂を贈る、なぜ賄賂を贈るかという、自分の子供をなるべく前に座らせてもらいたいからです。生徒の席を決めるのは先生なので、先生に千元渡すというのです。中国の農村でも腐敗がひどいのが現状のようです。

日本でも腐敗事件が多数あります。毎日のように発生しまして、新聞沙汰にもなっていますが、今はそれほど関心と呼ばない、という感じがするのです。日本人にとって Deng 熱とか Ebola 出血熱とか、そちらのほうに関心が高いし、衆議院の解散とか円高、円安といった問題の方に関心があるのですが、私が思うに腐敗問題には中国ほど関心が無い。

どうしてそうなのかといいますが、ひとつは規模が違うためではないか、つまり日本の腐敗は一般に規模が小さいからではないか。新聞の社会面によく載っていますが、ある市役所の課長が数十万円業者から賄賂を受け取って逮捕されたなどといった事件が報じられています。数十万円というのは人民元にすると 1 萬元とか、5 千元とかですね。中国ではこうしたことは新聞の記事になりますか？ 私はならないと思います。1 萬元程度の賄賂は、中国ではあまりにも多すぎて、新聞でいちいちあげたら新聞の紙面がたりなくなってしまう。

あるいは 2) 社会的成熟度の違いのせいかもしれません。日本はかつてひどく腐敗していたけれども、だんだん社会が成熟して腐敗しなくなってきた、そういう意味であまり関心が無くなってきたかもしれません。あるいは 3) 法制度に対する信頼度の差が日中間にある、つまり日本の場合には法制度、これは後で述べますが、かなりしっかりしている。法制度が厳格になるとあまり腐敗現象に関心が無くなります。というのは、事件が起きてても司法に任せておけばいい

と社会が考えるからです。あるいは 4)腐敗のメカニズムが日本と中国とで違うためかもしれません。日中の腐敗問題に対する関心の差は、以上全てにからんでいると思うのですが、少なくとも上に挙げた理由 2)～4)はすべて制度の質の差に関係している、というように私は思います。

1) 腐敗大事件の日中比較

日本で有名な腐敗事件はロッキード事件ですが、それをひとつ例に取り上げてみます。ロッキード事件の主演は、大平元首相と親しかった田中角栄元首相です。1976年、三木内閣の時ですが、前首相の田中角栄氏が受託収賄、つまりロッキード社から5億円を受け取ったという事件です。有名な事件ですが、彼は受託収賄罪、ならびに外国為替および外国貿易管理法違反容疑で逮捕されました。田中前首相が逮捕されたことで日本は大騒ぎになりました。

1990年代初めのことですが、中国社会学院の一行を接待したとき、副院長から「田中角栄が捕まったというのは日本社会にとってどれほど重大なのか」と聞かれたことがあります。その時私は「非常に大きな意味がある、例えば貴国で鄧小平が捕まった、と考えればいい、つまり鄧小平が中国で受託収賄で捕まった、それくらい重大な意味を持っている」と答えましたら、彼はびっくりしていました。

1983年東京地裁で田中角栄氏は懲役4年、追徴金5億円の有罪判決を受けました。その後田中氏は脳梗塞で倒れて、体が動かなくなり、数年後に亡くなってしまいました。最後は被告人がいなくなったのでこの裁判は終わってしまいましたが、当時、これは政治裁判でないか、という意見もありました。つまり、三木内閣の時代でしたので、三木首相と田中前首相は合いませんでしたから、田中派を三木氏が潰すためにやったのではないか、という見方もありました。しかし、実際はそうではありません。検察が独自に捜査し、起訴に踏み切り、裁判所は独自に判決を下しました。つまり政治はこの裁判に一切からんでないことになります。

一方中国ですが、大規模な腐敗事件として周永康元政治局常務委員の事件があります。周永康氏はまだ捕まってはならず、今取り調べを受けている最中のようなようです。これと田中角栄事件との違いは、ひとつは規模です。報道によりますと、周永康氏本人と家族が900億元、日本円にすると約1兆5千億円にもものぼる巨額の財産が押収されたと聞きます。田中角栄氏は5億円でしたから、5億円と1兆5千億円、なんたる違いでしょうか。我々から見て周永康氏とその家族が1兆5千億円も蓄財したということ自体信じられないのです。

2番目は、田中角栄氏は主に政治資金のために、自分の政治派閥を維持し発展させるために収賄したと考えられます。本人に収賄意識があるかどうか別にして、結果的に一種の収賄でした。他方、周永康氏は、これは多分に私の想像ですが、自分本人及び家族のために不正蓄財したのではないか。蓄財の方法はよくわかりません。いろんな事が言われていますけれど、いろいろな悪い手段を使って蓄財したのではないか、と思われま

3番目の違いですが、腐敗事件の処理の違いがあります。田中事件は司法が摘発し、裁判しました。その司法のトップが法務大臣で、三木内閣の当時の法務大臣が稲葉修とい

う人で、中曽根派の人でした。そういうこともあって、この裁判は一種の政治裁判ではないか、という話が出てくるのですが、稲葉氏は田中氏が逮捕される時直接関与していなかったそうです。彼も田中氏と同じく出身が新潟なのですが、新潟でたまたま釣りをしていた時、検察当局が田中角栄逮捕の方針を決定したという報告を電話で受けた、と言われていました。私はこの事件は政治が司法に介入したという意味での政治事件ではないと思います。

4 番目にメディアの違いがあります。田中角栄事件の発端は実は田中金脈と言われるものが暴かれたことです。新潟県の越後交通という田中氏のいわば地盤になる交通会社ですが、それをひとつの地盤にして、田中氏は多方面から資金を集めたりしていた。それが「田中金脈」と言われていますが、その問題について新聞、雑誌、その他のメディアが掻き立てました。田中角栄はこういう風にしてお金を集めた、ということが暴露されました。

では、周永康金脈とは何でしょうか？ はたして中国のメディアはどこまで書くのか、書けるのか分からないのです。日本での多くの見方は、中国における腐敗事件は、結局は一種の政治事件ではないかというものです。例えば重慶党書記の職にあった薄熙来が捕まって裁判になりました。これは腐敗事件だからといわれていますが、一説によると、実は政治的に薄熙来を叩くために彼を摘発したという説が有力です。

2)腐敗は経済発展を促進するのか

それでは、腐敗というものは経済発展とともに減るのでしょうか？ 多くの事例研究が示すように、腐敗は一般に経済発展とともに減少するといわれております。これは私が作った図なのですが、横軸に発展水準、縦軸にマイナス腐敗度——マイナス腐敗度というのは、その国の政治が清廉である、腐敗ではない、腐敗とは全く逆のことを示しています——を取っています。

この腐敗度は、ドイツに本部があるトランスペアレンシー・インターナショナルという民間団体が世界約 180 カ国の腐敗認識指数 (Corruption Perception Index=CPI) を発表していますが、そこから取って来たものです。この腐敗認識指数が低ければ低いほど腐敗がひどい、高ければ高いほど腐敗が少ないことを表しています。そうすると経済発展水準が上がるにしたがって政治の清廉度、クリーンネスが高まり、逆に発展水準が低ければ腐敗がひどくなることが分かります。それで 1999 年、中国はどこにあるかというところかなり下の方にあります。現在は経済発展水準が当時より上がっているの、それよりもう少し高い所にあると思います。

この図は豊かになればなるほど 一般的に清廉になることを示しており、中国が腐敗しているのはまだ豊かでないからともいえます。日本は中国より発展水準は高い、だから腐敗水準は中国より低いということにも一理あるのです。

しかし腐敗というものは決して発展水準だけで決まるものではありません。これは中国で知られているかどうか分かりませんが、クリットガードの公式があります。

腐敗 = 独占 + 裁量 - 説明責任。

つまり、独占度が高い産業とか、あるいは状況にあればあるほど腐敗度が高まる。また裁量

の幅が大きければ大きいほど腐敗が大きくなる。さらに、説明責任の体制が強ければ強いほど腐敗は小さくなる、腐敗度は低くなる、というものです。説明責任がきちんとなされるシステム、あるいは制度があればあるほど腐敗がない。そういう意味で制度とか政策はきわめて重要な役割をはたす、腐敗というのは単に発展水準で決まるのではないことをこの公式は表しています。発展水準も腐敗に関係します、しかしそれだけではない、ということを私はここで言いたいわけです。

腐敗は経済発展を促進するのでしょうか？ これに関して、レフ＝ハンチントン仮説というものがあります。この仮説によりますと、賄賂は経済発展の潤滑油である。つまり賄賂がないと堅苦しくて組織が動かない。例えば役所に何か申請する、ところが役所は官僚主義ですぐにはなにもやってくれない。そこで袖の下（日本語でそう言うのですが）を贈るわけです。そうするとスツと書類を通してくれる。そうすると工事が始まる、建設が始まる、事業が始まる。こうすることで経済発展します。ところが正規のルートでやると1年たっても2年たっても許可がおりない、事業が立ち上がれない、開発が進まない。したがって経済発展しないことになる。ですから多少の賄賂は——多額の賄賂と彼らは言っていないのですが——経済発展にとっていいのだ、ということをこの仮説は言っている。

ではこの仮説はどうやって証明できるのでしょうか？ 実は多くの人がこの仮説の検証に取り組みました。実は先ほど紹介しました2010年の『体制移行の政治経済学』という本の中で、腐敗問題と経済発展の関係についてかなり詳しく紹介しています。

ほとんどの著者がこのレフ＝ハンチントンの仮説を否定しています。「これは違っている、実際のデータから見るとそうではない」と主張しています。

例えば、ヴィノド・トーマスたちによる世界銀行2000年度の報告書『成長の質（The Quality of Growth）』の第6章「統治と反腐敗（Governance and Anticorruption）」を見ましょう。ここでは、行政的腐敗は企業にとって得にならないことを証明しています。

この図は賄賂を贈った企業と賄賂を贈らなかった企業のどちらで販売額が平均して伸びているかを表したものです。結果は賄賂を贈らなかった企業のほうが販売額が伸びている。あるいは投資額と成長率はどうか？ 賄賂を贈った企業は早く成長するのか、投資が増加するのか？ 結果は賄賂を贈らなかった企業のほうが投資が増加している。つまり賄賂を送っても企業にとって得にならない、ということを示している。

こちらの図は、政策買収（state capture）は企業にとって得になるのかどうかを示したものです。state capture というのはなかなか訳しにくい言葉で、人によっては国家捕囚とか国家買収とか言います。state capture とはどういう意味かというと、個人あるいは企業が政府の役人あるいは政治家などに賄賂などを贈って、今ある制度、政策を変えさせる、あるいは自分たちに有利な政策、制度を作ってもらう、このように国家を自分たちに有利なように動かす、ということです。国家をcaptureする（捕まえる）という意味なのですね。これはある意味非常に悪質な、規模の大きい腐敗のことです。この図を見ると、それをやった企業の方が伸びている、販売量も投資も伸びていることになっている。つまり、腐敗したほうが成長にいいのではないか、

という風に誤解してしまいます。

ところが、よく考えてみると、そうではない。というのは、腐敗をした企業が政治家や官僚を動かして、制度を変え、あるいは自分達に有利な政策を作らせて事業を拡大する。しかし、その分他の企業は負け、拡大できない。つまりトータルで見ますと、経済全体は全然拡大できていないのです。腐敗した企業は販売力も投資も伸びるかもしれないけれども、全体的にみると全然増えていない。かくして、全体から見ますと、腐敗は決して得にならないと彼らは言うのです。

この政策買収をした企業のほうが投資の伸びが大きい、それなら腐敗は経済成長に貢献する、したがってレフ＝ハンチントンの説が妥当するかと言えば、非買収企業にとっては不利になるから経済全体からみて投資は伸びない。その上腐敗は、法治(rule of law)を損なうことになる。

これは彼らの報告書からとってきたのですが、アゼルバイジャン、ロシア、エストニア、ハンガリーの移行 4 か国の腐敗と法治の状況を示しています。議会に対する腐敗、刑事事件の腐敗、商業・民事事件での腐敗、それに裁判に対する腐敗の状況を 4 か国で比較してみますと、エストニア、ハンガリーに比べアゼルバイジャンやロシアがひどいということをはっきり示しています。

3)中国における法治

腐敗というものは決して発展水準だけではなく、制度と政策にも関係しているのだとすれば、制度の重要な一面である法および法制度について考えてみたいと思います。

中国ではなぜこれまでに法治——これは後で言いますけれど、中国語で言う「法治」とちよつと違う、法治は英語で言うと「rule of law」、日本語で「法の支配」と訳します——が確立してこなかったのでしょうか。そのために腐敗現象が多発して来たと考えられます。

どうして中国では「rule of law」(法治)が確立しなかったのでしょうか。理由のひとつは、法より徳とか礼を重んじる儒教の伝統が強かったことです。

2 番目の理由は毛沢東による「無法無天」政治があったことです。1965 年頃にエドガー・スノーに会ったとき、最近の気分を聞かれて毛沢東は「和尚打傘、無法無天」(法は髪と同じ発音)と言ったというのです。これを通訳が直訳したので、スノーは「毛沢東はなんか修行僧のような心境になって、一人寂しく旅をする、というような感慨を持つようになったのではないか」と解釈したようです。実際はそうではなくて、文化大革命という、まさに規則破りの(無法な)政治闘争を引き起こすための、いわば準備をその時していたわけです。

理由の 3 は、社会的成熟度の遅れによるもので、これも確かに関係しています。

理由の 4 は、政治体制がからんでいます。一党独裁という政治体制が関係しているだろう、ということです。

「法の支配」とは何かといいますと、「専断的な国家権力の支配、すなわち人の支配を排し、全ての統治権力を法で拘束することによって、被治者(人々)の権利ないし自由を保障

することを目的とする立憲主義に基づく原理」(Wikipedia)のことです。ということは、法が最高の統治ルールであること、そして法の下で自由と平等を保証すること、これが法の支配「rule of law」の意味です。

中国語では「法治」は「ファーチー」といい、発音が全く同じ「法制」というものもあります。「法制」というのはどちらかというと「法による支配(rule by law)」のことです。毛沢東時代は法が無い時代、あるいは「人治」の時代、人が支配する時代でした。ところが改革開放以降、法を大量に生産してきました。つまり法制を整備してきました。先の党大会で「依法治国」(法による国家統治)ということが強調されました。この「依法治国」は「rule of law」ではなく、「rule by law」のことです。「rule by law」は法律を作ってそれで治めることで、「rule of law」は法が一番上にあって、そのもとで党であれ人々であれ、みんな平等であるというシステムですから、真の意味での法治は中国では実現できていないことになります。実際には中国は「党治」(ダンチー)「rule of the party」ではないかと思います。そのことが腐敗を含む様々の問題を生み出しているのではないか、これが正直言って私の感じ です。

例えば、党による報道規制、報道統制があります。先ほどのクリッドガードの公式でいう説明責任がそれによって低下します。その結果腐敗が増大する。もし報道の自由があるなら、すべて指導者には説明責任がありますから、自分で説明しない限り報道機関が徹底的に指導者の腐敗を暴くことになる、これが大事です。そうすると、指導者や自分の家族のやった過去の蓄財がわかるので、不正な蓄財はあまりやらなくなる。

はっきり言って中国では腐敗を撲滅できないと思います。世の中みんなが神様でないかぎり、腐敗は必ずおこります。腐敗を軽減する一番いい方法は、「報道の自由」ではないでしょうか。もし私が習近平主席に会う機会があって「中国の腐敗をどうしたら少なくできますか」と聞かれたら、一言「報道の自由」、必ずそう答えます。これに代わる薬はないのです。いくら厳罰をもってしても腐敗はなくなりません。

4)中国の逆説

それでは中国の場合、腐敗が深刻なのになぜ成長ができたのでしょうか？ 神戸大学の加藤弘之氏に言わせると、「中国には「曖昧な制度」がある。中国は曖昧な制度を持った資本主義である。中国の制度は昔から曖昧であった。その曖昧さゆえに中国型資本主義のダイナミズムが生まれた」というのです。

つまり、制度が曖昧であるために自由に動き回ることができる。例えば私営企業や合弁企業などがどんどん勝手に生まれ出てくる。いくら規制を作っても、抜け穴をみつけて民間企業がどんどんできてくる。

例えば温州人による企業がそうです。温州の商人はめざとくて、いろいろな商売をしに、どこへでも出ていく。スペインを旅行した時に、至る所に温州人がいて本当にびっくりしました。バルセロナ、マドリード、高級レストランでも街頭での露店でも、中国のどこから来たかと聞くと、温州ですと答える。本当にそのバイタリティには敬服しますが、一面では制度が曖昧であるが

ゆえに彼らがバイタリティを発揮できたのではないのか、と思われます。しかし他方制度が曖昧であるために腐敗現象が起こってくる。そうすると腐敗というのは、一面プラスになるかもしれないが、一面ではマイナスになる。この逆説をどうやって説明するのか、ふと次のように考えたのです。

腐敗と経済発展との間には、ある種の逆 U 字の関係があるのではないか。これは私が勝手に描いた図ですが、一般には先に述べたレフ＝ハンチントン仮説があって、腐敗度が上がれば上がるほど経済発展が続いていく。ところが先ほどのヴィノードたちや、いろいろな人が統計学的に実証研究すると、腐敗がひどければひどいほど、むしろ経済発展が損なわれることが分かっている。これがむしろ一般的趨勢です。つまり、腐敗を抑制すればするほど経済発展が進むという関係がある、と言うわけです。この 2 つを合わせますと、発展の初期段階ではレフ＝ハンチントン仮説が当てはまるが、暫くすると一般的趨勢が妥当するようになってくる。実際こういう逆 U 字関係があるのかもしれませんが。

中国はまだ発展の初期段階にあり、高い成長とともに腐敗がひどい状況にあります。このままいけば、社会がだんだん落ち着いてくるのかもしれない。経済発展して豊かになり社会が成熟すると一般的趨勢が動き出し、腐敗が少しずつ収まってくる。なくなりはいませんが、ひどくはなくなる、そういう風になるのかもしれませんが。

5)腐敗に見る日中の法治の違い

腐敗を許容する社会では法治主義は根付かない。何より大事なのは司法に対する国民の信頼だと思えます。中国でやっているかどうか知りませんが、各国で行われている、「どのような職業を尊敬しますか」という職業評価にかんするアンケートがあります。以前、日本でそうしたアンケートをやった時、裁判官に対する評価が非常に高かったのを覚えています。トップとはいませんが、かなり高い。20 種ほどの職業ですと上位 2 番目か 3 番目になったことがあります。つまり日本では裁判官に対する信頼度が非常に高いのです。

実は私の親父が裁判官でした。私は自分の父親を見て立派だと思いました。10 年ほど前に亡くなったのですが、私は父親を心から尊敬できる男だと、知人にも年賀状に書いたほどです。父親は一切ウソをついたことがないし、借金もしたことがない。そうしたことが大嫌いな男でした。税金の申告の時は、少々ごまかしたりしたらどうかと思ったりするのですが、父親はそういうことは一切しない。税理士に全部まかせて、税理士の出したとおりに税金を納める。日本語で言う「石部金吉」という人物でした。これは私が子供の頃、姉から聞かされた話ですが、私達の母親の最大の仕事は何かというと。裁判官に訴訟関係者で届け物をする人がいればそれを走って返しに行くことだったそうです。父親からは、一切そうしたものは受け取ってはいけない、と強くいわれていたそうです。

考えてみますと、日本の裁判官の中でひどい間違いや事件を起こしたり、まして腐敗などに関わったりした人はこれまでにいません。わずかに覚えているのは、例えば数年前に山梨の大月にある甲府裁判所支部の裁判官が、自分の裁判所に勤めている女性職員を追いかけ

て、一種のストーカー行為みたいなことをやって、新聞で大きな話題になったぐらいです。結局辞めさせられたのでしょうけれど。それに比べて検事の方はすこし事件を起こした人がおります。証拠になるデータを改ざんしたとか、取り調べに暴言をはいたとか、そうしたことがありますけれども、全体としてやはり日本の司法制度は非常にしっかりしていると思います。

そういう司法に対する信頼度という点では、はっきり言って日本と中国では違います。1990年代の中国の裁判官の判事の経歴を調べたアメリカの法学者によれば、中国では地方に行くと裁判官はほとんどが退役軍人で、要するに正規の教育を受けていない人が多い。最近読んだのでは、中国の裁判官で大学を出ているのはまだ半分くらいだそうです。もちろん中央とか大きな都市にはないでしょうが、田舎に行けば裁判官はたぶん多くは軍人あがりの人ではないでしょうか。そういう裁判官に対して人々が信頼を持つかということ、なかなか持たない。この裁判官は法律がわかっているのかな、という風には人々は思うのではないのでしょうか。

明治維新以後の日本と革命後の中国を比べてみますと、日本は明治維新とう革命後、まず政府が行ったことは何かといいますと、いわゆる近代化政策を行いました。近代化とは何か、ひとつは西洋の技術、もうひとつは法律の導入です。

東京大学の前身は二つあります、神田に学校ができ、ひとつは法律を学ぶ学校、もうひとつは工部大学校という技術(テクノロジー)を学ぶ学校です。それが合併し、拡張して今の東京大学ができてくるわけです。そういう意味で、明治維新が起こってすぐ西洋の法律を導入するのに日本は一生懸命になったわけです。

他方中国は革命後、政府が何をやったかということ、社会主義化をやりました。そしてソ連から技術と制度を導入しました。ソ連の技術とともに政治体制・共産党体制、計画経済体制を導入します。つまり、きちんとした法律よりも、まず計画技術、政治技術を中国は導入したわけです。

それを裏付けるように、東大法学部と北京大学法律学科の社会的意味には大きな違いがあります。つまり、東京大学法学部は、長い歴史を持ち、法曹界に大量の人材、すなわち裁判官、検察官、そして弁護士を生み出し、同時に多くの官僚を生み出してきました。東大法学部で成績一番の人たちは卒業後どうなるかということ、昔の大蔵省とか通産省に行くか、あるいは勉強のできる人は東大に残って自家培養されて教授になる。東大法学部でトップとなる人はほとんどが現役で入学しますから、22歳で法学部を一番で卒業すると、先生からあなた助手になりなさいと言われ、助手募集で採用されて約10年間徹底的に勉強させられる、そこで優秀な論文を書くと助教授、教授に昇進するわけです。

それに対して北京大学の法律学科は毛沢東時代からありましたが、ほんの小さな役割しか果たしていません。なぜなら、毛沢東時代「無法」の時代でしたから。まして文化大革命の時は事実上閉鎖されていました。そこで、改革・開放後は各大学で一斉に法学院や法律学科を設け、そこで人材養成が始まります。しかし東大法学部と北京大学はやはり歴史が違うし、輩出した人材の数が誓います。

日本は明治以来西欧の法治思想を受け入れてきました。中国は法家の法治主義思想

を受け入れてきました。これは私の説でなく、古賀勝次郎という早稲田大学の先生の説です。彼は特に管子に注目しつつ中国の法家は中国の思想の中にどういう意味を与えたか、ということ进行分析しています。

日本にも法家思想はありましたが、儒教の思想もありましたが、主として西欧の法学思想を受け入れてきました。そういうことで日本と中国は違ったコースを歩んできたという気がします。

中国において法治というのは、重要だと思うのです。ひとつは安定成長に向かって一層の市場化が必要ですし、そのためには制度化、特に法治を進める必要があるのではないのでしょうか。中国はこれまで避けてきた改革が二つあります。ひとつは政治体制改革で、もうひとつは国有企業改革です。政治体制改革というのはなかなか難しいと思います。例えば中国で有名な経済学者呉敬璉という人がいます。彼が「改革の深層」としてこれから中国にとっては民主化と法治が必要であるし、まず法治から始めよう、と言っています。彼の言う民主化と法治とは、私たちがいう民主化と法治ともしかして違うかもしれません。もし機会があれば——多分ないでしょうけれども——議論したいのですが、彼の言う「法治」とは先ほど言った「依法治国」のことを言っているのではないか、ちょっと確かめてみたいのです。

確かに法治主義と立憲主義、民主主義は親和的です。先ほどの「法の支配」の中の定義にもそのことは指摘されています。「法治」というのはその意味で民主主義と結びつく。そういった点で呉敬璉はいいことを言っていると思ったのですが、彼が本当に言いたいことは一体どこにあるか、ゆくゆくは彼に聞いてみたいと思います。

これから中国は法治が必要になりますが、その法治が本当の意味での「rule of law」ならば、今の政治体制のもとでは実現しにくい。しかし少しでもそこに近づくようにする必要があると思います。

最後に、腐敗という問題を通じて日中を比較研究するのは面白いのではないのでしょうか。中国側の研究者、とくに若いみなさん方、どうかこうした比較研究に参加してみてください。

ご清聴ありがとうございました。

(質疑応答)

Q

すばらしい講演ありがとうございました。よく勉強になりました。中国は政治体制改革と国有企業改革という二つの改革を行っています。中国の政治体制改革は難しいが、政治体制改革と国有企業改革を行っていけば本物の法治国家は見えてきますか？

A.

本当の政治体制改革をやったら本物の法治に進むと思いますが、難しいですね。国有企業改革というのは、それとは別にかなり進められるのではないかと私は思います。

なぜ中国で国有企業改革が進まないのか、昨年の三中全会で抜本的な国有企業改革案が出るかなと思ったら出なかった。市場化を進めるのはいいが、国有企業改革の必要性は皆さん言うけれども、なかなか具体化しないのが現実です。

ではどうしてか、と言うと、私なりにいろいろと考え、中国の研究者とも議論してきました。個人の意見は、中国の国有企業体制改革が進まないのは、中国の国有企業をめぐり既得権、既得層というのができてしまって、それをなかなか崩せないからだと思います。それを崩すのが実は一つの政治体制改革です。

また逆に、国有企業改革をして、さらに国有企業を民営化することによって、政治体制改革が少しは進むということです。つまり今の制度の下では、周永康ら政治家、党のお偉方と国有企業は結び合っている。こういう構図ができていると思うのです。

その構造を、私は癒着構造というのですけれど、そうした癒着構造を壊すには、ある種の政治改革が必要で、またその政治改革を進めるためにも国有企業を民営化すべきだ、と私は思うのです。

原則としてすべての国有企業は民営化すべきだ、というのが私の主張です。そのほうが少なくとも経済的な利益性(profitability)は良くなるはずです。

こういう議論があります。つまり、国有企業は儲けているのだからそのままでもいいではないか、たとえば、中国石油ですが、大変儲かっているから国有企業のままでもいいではないか、あるいは「宝山鋼鉄所」ですが、これも経営が黒字で、赤字ではないから国有企業のままでもいいではないか、そういった議論です。

しかし私は違う意見を持っています。民営化したほうがもっと業績が上がるはずで、その上がるべき業績を国有企業であるがゆえに失っている。これは一種の潜在的損失だと思うのです。ですから民営化することによって業績が上がり、それだけ多くの所得や富を生み出し、それを国民に還元していけばもっといいのではないのでしょうか。

それはともかく、この質問は非常に重要な質問ですけれど、真の政治改革、あるいは法治というのは中国では中南海が変わらない限りは難しいですね。少しずつ政治体制も改革し、そして政治と経済を切り離すようにし、そして人々の意見が政治に反映できる、そういうシステムを作ることが重要で、皆さんにも頑張ってくださいと思います。

Q

すばらしい講演ありがとうございます。先ほど腐敗指数の概念が出ましたが、その指数はどのように計算されたのですか。その指数は政府の腐敗だけを示す指標でしょうか、それとも企業内部の腐敗とか、大学・学校の先生に賄賂を贈るとかは含まれていますか。

A.

もし詳しい腐敗認知指数(Corruption Perceptions Index)—CPIの計測の仕方を知りたいなら、ネットで transparency.org に入りますと、毎年の腐敗指数のレポートが出てきますか

ら、その後ろのほうに CPI の求め方が出ていますので調べてください。

簡単に説明しますと、CPI は認知、つまり人々の腐敗に対する感じ方を調べたものなのです。例えば腐敗件数を調べるわけではなく、立件された収賄事件の腐敗額、これを指数にしたものではありません。例えば「あなたは役所に申請した時に、いろいろと賄賂を要求されますか」という問いに対して、「ひどく要求されます」、「時々要求されます」、「たまに要求されます」という答えに対して、感じたままを点数にするのです。それは、政府の腐敗だけではなく、社会全体の状況を対象にしています。

例えば、中国にいる外国人ビジネスマン、しかも一人二人ではなくてかなり多くのビジネスマンにアンケートを配ります。そして「あなたがビジネスをやる上で、中国の役所、あるいは学校で、贈りものをする、例えば税関手続きをする時、わざと遅らされたが、少々贈り物をするときとやってくれた」などといったことを書くわけです。そして今年は去年と比べてどうなのか、今年は去年より少し良くなったかどうかを報告する。そういうものを集めて点数化していくのです。実際は何人からアンケートをとったのか、どのくらいデータをとったのか、私は知りません。

トランスペアレンシーのレポートに書いてある腐敗認知指数は 1990 年代の初めから作られていて、毎年積み重ねがありますし、世界百数十カ国を相手にしていて、ほとんどすべての国をカバーしています。

ただ今言いましたように、認知指数 Perceptions Index なので、人々の感じ方によって腐敗の程度は違います。「自分はこれは腐敗と感じない」といったら、そういう点数をつけてしまいます。

私は中国の腐敗に興味をもって腐敗と制度化、市場化や市場の発達がどういう風に絡んでいるかを研究しています。ある論文をみますと、Perceptions ではきちんと腐敗を押さえられない、実際の腐敗件数と腐敗額をとらなければいけない、として腐敗指数をつくっていますが、これはこれでまた問題なのですね。つまりよく摘発したから腐敗件数が多くなるかもしれないし、件数が少ないというのは、摘発されないことで、だから腐敗が少ないということではないですね。腐敗しているために摘発しないということはありません。

ですから、パーセプションでいくのか、実際起こった件数でいくのか、どちらが腐敗指数として良いのか分かりません。私は中間主義者ですから両方とるにしています。

Q.

今の中国の経済発展あるいは国の生活水準の発展速度は世界でも著しい。世界でも注目を集めています。でも先生は日本の法治は欧米型で、中国の法治はやはり封建的な法治であると言われます。真の法治は必ず欧米型なのでしょうか。中国では、自分なりの民主化はあり得ないのでしょうか。

A.

中国的特色の法治。福沢諭吉が「学問のすすめ」の中で「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」という、一種の平等思想を唱えました。それは法治の思想にある意味で似ています。先ほど言いましたように、法治というものは法が一番上にあって、その下に人々や組織がある。そういうシステムですが、中国ではこれがひっくり返っていて、党が上にきてその下に法がくる体制になっている。

例えば近代国家で憲法は最高の法律です。ところが中国では憲法より党のほうが上にきてしまっている。つまり党の指導の下における憲法なのです。こういうシステムは人々の本当の意味の平等とか自由を保証するのだろうか、私はそうではないと思います。

それは価値観の差と言われればそうかもしれませんが、私は、そういうある意味西洋型と言ってもいい自由民主主義体制のほうが気持ちが良い。自由というのはいろいろありますが、何が自由かを決めるのが法ではなく、ある一つの政治組織であるというのは、私は受け入れない(中国語でいえば受不了)。

民主主義というのは、よく言われるのですが、確かに非常に悪い政治システム、効率の悪いシステム、時には無秩序で喧嘩も起こるし、あっちが勝ったりこっちが勝ったりするシステムです。私の感じでは、悪い政治システムの中でも一番いいシステムが民主主義で、その民主主義を保証するのが法治(rule of law)であり、それを西洋が数百年、あるいは千年くらいの時間をかけて作り上げてきたものです。

中国の法治は封建的といいますけれど、私は封建とは言わなくて、中国の伝統である法家思想が今の党の「依法治国」という思想に流れている。つまり人々をコントロールするために国家が法を作り、使う。そうではない、コントロールするためではなくて、人々の自由を保証するために国家をコントロールするのが rule of law なのです。その点、中国の指導部は rule by law と rule of law を取り違えているのです。

以上